本庄市プレミアム付商品券　取扱店募集要項

令和元年６月２０日制定

令和元年８月２１日変更

１　発行目的

　消費税・地方消費税率の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券を発行する。

２　事業概要

（１）発行元　本庄市

（２）商品券の名称　本庄市プレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）

（３）販売金額　1冊5千円分（額面500円×10枚綴り）を4千円で販売

（４）購入限度額　購入引換券1枚につき2万5千円まで

（５）購入対象者数　約1万5千人（見込）

（６）販売期間　令和元年10月1日（火）から令和2年2月28日（金）まで

（７）利用期間　令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで

３　商品券の取扱について

（１）遵守事項

ア　商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。

イ　利用金額が商品券額面に満たない場合でも、釣銭はでません。

ウ　商品券を現金化することはできません。

エ　利用期間を過ぎた商品券は無効です。

オ　商品券の一回あたりの使用限度額は25万円とします。

（２）商品券の利用対象とならないもの

ア　不動産及び金融商品

イ　たばこ

ウ　商品券やプリペイドカード等換金性の高いもの

エ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

オ　国税、地方税、使用料等の公租公課

カ　取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）

キ　特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わるものや公序良俗に反するもの

ク　その他本庄市、本庄商工会議所、児玉商工会が適当でないと認めたもの

４　取扱店参加資格

　本庄市内に店舗、事業所等を有する事業者。ただし、（１）から（４）に該当する事業者を除く。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者

（２）特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

（３）上記３（２）「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う事業者

（４）その他本庄商工会議所、児玉商工会、市が適当でないと認めたもの

５　取扱店の責務

（１）特定取引において商品券の受取を拒んではならないこと。

（２）商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

（３）本庄商工会議所、児玉商工会、市と適切な連携体制を構築すること。

（４）取扱店であることが明確になるよう、ポスター及びステッカー等を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。

（５）利用者が持ち込んだ商品券は受け取る前に問題が無いか確認すること。色合いが間違いなく違うなど偽造された商品券と判別できる場合は、速やかに市及び本庄商工会議所又は児玉商工会まで報告すること。

（６）取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないこと。

（７）利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金切れ等による損失は取扱店の責務とする。

６　申込手続きについて

（１）申込方法　この募集要項に同意のうえ、「本庄市プレミアム付商品券取扱店申込書」に必要事項を記入し、本庄商工会議所及び児玉商工会に直接提出すること。

（２）申込期間　令和元年7月1日（月）から令和2年2月28日（金）まで

　　　　　　　　※令和元年7月31日（水）までに申込みをした取扱店については取扱店一覧のチラシに掲載されます。

（３）申込後の審査　申込みのあった事業者は、本庄商工会議所及び児玉商工会の審査を経て取扱店として承認する。また、承認した取扱店には「登録証」を交付する。

（４）その他

ア　市内に複数の店舗があっても、個別の店舗ごとに申込書を提出すること。

イ　複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込みはできないので、個別のテナントごとに申込書を提出すること。

７　換金について

（１）換金方法　市内に支店を有する以下の金融機関で取扱店が指定した口座に振り込むものとする。ただし、一回の請求金額が10,000円以内の場合は、受付機関にて現金での支払いが可能とする（１日１回に限る。）。

※埼玉りそな銀行（本庄支店・児玉支店）、群馬銀行（本庄支店・本庄南支店）足利銀行（本庄支店）、武蔵野銀行（本庄支店・本庄南支店）、東和銀行（本庄支店・児玉支店）、しののめ信用金庫（本庄支店）、埼玉縣信用金庫（本庄支店）、埼玉信用組合（本店・本庄支店）

（２）受付機関　本庄商工会議所・児玉商工会

（３）換金期間　令和元年10月1日から令和2年4月8日まで

（４）換金手数料　無料

８　取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

９　その他

変更が生じた事項については、市、本庄商工会議所、児玉商工会のホームページで等で周知する。